

平成 30 年 7 月 5 日参議院厚生労働委員会議事録

【趣旨説明】

○委員以外の議員（松沢成文君） ただいま議題となりました健康増進法の一部を改正する法律案につきまして、日本維新の会及び希望の党を代表し、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

平成十五年の健康増進法の施行により、多数の者が利用する施設における受動喫煙防止措置の努力義務が規定されて以来、十五年が経過し、また、既に受動喫煙による健康への影響が科学的に明らかになっているにもかかわらず、今なお多くの人々が受動喫煙に苦しんでいます。来年のラグビーワールドカップ、再来年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を控えた今日、WHOたばこ規制枠組条約の締約国として、国民の健康を守るためにも、受動喫煙防止対策の強化は待ったなしの課題であります。

しかしながら、今回、政府が提案した健康増進法改正案は、検討段階から内容が大きく後退し、実効性が担保されず、諸外国と比べて不十分なものになってしまったと言わざるを得ません。そのため、現時点で我が国として最低限講ずべき受動喫煙防止対策として、本法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、一定の場所を除き、何人も喫煙をしてはならないこととしております。

具体的には、多数の者が利用する施設のうち、小中高等学校、病院、児童福祉施設等の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主に利用する施設は第一種施設とし、屋内及び屋外の場所で喫煙をしてはならないこととしております。

また、大学、老人福祉施設等の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が相当数利

用する施設、国会も含めた全ての官公庁施設等は第二種施設とし、喫煙可能と定めた屋外の場所を除き、屋内、屋外の場所で喫煙をしてはならないこととしております。

そして、最も受動喫煙の被害を受けやすい飲食店、職場などは第三種施設とし、都道府県知事が指定する受動喫煙防止の構造設備基準に適合した喫煙専用場所を除き、屋内の場所で喫煙をしてはならないこととしております。

なお、第二種施設及び第三種施設の屋外の場所であって、テラス席など座席等が指定されている場所についても喫煙をしてはならないこととしております。

第二に、既存の第三種施設のうち、二十歳未満の者の利用がほとんど見込まれず、かつ、酒類の提供が行われる施設であること、当該施設の面積が三十平方メートル以下であること、管理権原者等以外に従業員がいない、又は、喫煙可能であることについて全従業員の同意を得ていること等の要件を満たすものについては、当分の間、受動喫煙を防止するための措置の規定は適用しないこととしております。

そうすることで、例外的に喫煙できる飲食店を、店舗面積三十平方メートル以下などの条件を満たした既存のバー、スナックや居酒屋に限定します。東京都内でいえば、喫煙できる飲食店は最大でも一五％程度に抑えることができます。これに対し、政府案は、客席面積が百平方メートル以下の既存飲食店全般を特例対象としていることから、最大で五五％の飲食店に喫煙を認めることになります。

こうした点を比較してみても、受動喫煙防止の実効性があるのは私たちの案の方であることは明確であると思います。

第三に、第三種施設等においては、加熱式たばこによる受動喫煙が人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見に鑑み、当分の間、加熱式たばこ専用の喫煙場所を設けることができることとし、その中で飲食等も可能となっております。

なお、この法律の施行期日は、再来年七月の東京オリンピック・パラリンピックではな

く、来年九月のラグビーワールドカップ開催までに施行することができるよう、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、より実効性の高い受動喫煙防止対策を求める皆様におかれましては速やかに御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

【東徹議員の質疑に対する答弁】

○東徹君 日本維新の会の東徹でございます。

昨日は、この健康増進法の一部を改正する法律案の本会議での趣旨説明、質疑ということだったので、大臣の方には大分御答弁をいただきました。大臣、本当に淡々と御答弁をされておられましたけれども、やっぱり非常に残念なんですよね。当初、厚生労働省が検討していた案からやっぱり後退してしまったというのは非常にやっぱり残念でありますし、こうやって法案が出てきたのがやっぱり遅くなったということも大変残念だなというふうに思っております。いろいろと御苦労されたということも我々もよく承知はしておりますが、やはりここはやっぱり世界の流れの中で考えていけば、やっぱりより受動喫煙対策は厳しくやっていかなきゃならないというふうに思っております。

そんな中で、今日は発議者の方にも来ていただきまして、まずちょっと最初に質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、やはり先ほども言いましたように、やっぱり今の日本は、やっぱり世界の中でこの受動喫煙対策についてはやっぱり遅れているのではないのかなという思いを致しております。発議者は今の日本の現状を見てどのように考えておられるのか、是非お聞かせいただければと思います。

○委員以外の議員（片山大介君） ありがとうございます。

今回の政府案は、いろいろと政治的な判断があったんだと思いますけれども、やはりこの法案が施行されたとしても、やはり日本は諸外国に比べると遅れていると思います。特に、オリンピックの開催国はこれまで必ずたばこフリーの社会を実現させてきたので、それが今回、日本、再来年、東京オリンピック・パラリンピックが開かれますが、そのオリンピック開催国、ホスト国として日本はそのたばこフリーができないということは、やはり大変残念なことになるかというふうに思います。

○東徹君 そのとおりだというふうに我々も思うわけでありますけれども。

そんな中で、今回の法案の中で一番、今日もずっと議論がありましたが、問題になっているのが、やっぱり飲食店の経過措置の部分だというふうに思うんですね。

この飲食店の受動喫煙でありますけれども、一番受動喫煙が起こりやすいのが飲食店だというふうなことでありますけれども、その飲食店での受動喫煙の状況について、これは厚労省の方に、今の現状どうなっているのか、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人（福田祐典君） お答えいたします。

受動喫煙の状況につきましては、国民健康・栄養調査によりまして、場所別に過去一か月に受動喫煙に遭遇した非喫煙者の割合という形で把握をしているところでございます。

御指摘の飲食店につきましては、直近の調査年であります平成二十八年につきましては四二・二％というふうになっているところでございます。

○東徹君 四二・二％が受動喫煙のどういう数字ということですか。済みません、もう一度。

○政府参考人（福田祐典君） お答え申し上げます。

飲食店で過去一か月に受動喫煙に遭遇をいたしました非喫煙者の割合ということでございます。

○東徹君 それは、四二・二％というのは高いと思いますよね。

やっぱりそういう状況がある中で、やっぱりより厳格にやっていかなきゃならないというふうに思うわけですが、政府案では特例の対象となる飲食店を客席面積の百平米以下でかつ個人又は資本金等が五千万円以下の中小企業としておるわけですが、なぜ客席面積百平米以下というこれ基準にしたのか、理由をお伺いしたいと思います。

○政府参考人（福田祐典君） お答えいたします。

今般の法案におきましては、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものにつきましては、直ちに喫煙専用室等の設置を求めることが事業継続に影響を与えることが考えられることから、これに配慮いたしまして一定の猶予措置を講ずることとしたものでございます。

経営規模が小さいということにつきましては、まずは資本金五千万円以下か否かで判断をすることとしておりますが、資本金五千万円以下の店舗でありまして面積が大きい店舗につきましては、これは一定の経営規模があると考えられることから、併せて面積も要件とすることとしたものでございます。

その際、経営規模を判断するに当たりましては、業態によって様々な広さである厨房や物置や従業員の休憩スペースなども含まれる店舗面積という形ではなくて、客席面積を用いることが公平性の観点から適当と考えられるということや、また、既に受動喫煙防止のための条例が施行されております神奈川県や兵庫県の例も参考になることから、客席面積百平米以下と要件とさせていただいたところでございます。

○東徹君 神奈川県を参考にしたと言われると、ちょっと松沢元知事、前知事ですかね、おられますので、もしそのことについて何かお答えすべきことがありましたら、ちょっと伺いたいと思います。

○委員以外の議員（松沢成文君） 神奈川県は百平米以下の飲食店を対象から外して努力義務にしてきたことを大失敗だというふうに思っています。やっぱり面積規制というのは不平等を生みますし、一番望ましいのは全部禁煙にすることなんですね。

百平米というのは余りにも広過ぎる。もっと厳格に、小さいところ、あるいは子供が入らないところ、そうやって区切っていないと、やっぱり受動喫煙の防止の実効性は保てないというふうに思っていて、神奈川県はそういう意味では余りいい例ではないというふうに思います。

○東徹君 前知事がおっしゃるんですから、もう本当、説得力があると思います。

これ、法案を参考にするのはいいんですけども、神奈川県や兵庫県にこれ確認したんですかね、どうですかということを。

○政府参考人（福田祐典君） お答えいたします。

いわゆるコミュニケ、情報、確認といいましょうか、その実態につきましてはいろいろとお話をお伺いしておりますし、また、それによります効果といったような点につきましてもお話をお伺いしているところでございます。

○東徹君 前松沢知事にお聞きしておけばこんなことにならなかったんじゃないのかなというふうに思ったりもするわけですけども。

六月二十六日に日本維新の会と希望の党が共同で法案を提出させていただきました。その法案では、施設面積三十平米以下ということを特例の基準としておるわけであります。

なぜ政府案よりも厳しい三十平米を基準としたのか、発議者の方にお伺いをさせていただきたいと思います。

○委員以外の議員（片山大介君） 我々も、政府案と同じように、やはりその経営規模の小さい事業者に対しては考慮しました。ただ、この法案の本来の趣旨からすれば、やはり例外はやっぱり必要最低限に抑えるべきだ、その観点から我々はこの法案を作りました。

それで、この法案では、まず、その対象となる飲食施設を二十歳未満の利用客がほとんどいないであろうと、それと、あと、客に対して主に酒類を提供することで営業が営まれる施設に限ろう、そうすると、基本的にバーやスナック、居酒屋などに限定すればいいというふうに考えました。その上で、その経営状況からスペース確保の観点からいえば、屋内に喫煙専用室を設置した場合に経営上の支障が特に大きいもの、これはどのくらいの線引きにすればいいのかと考えたところで、我々はその敷地面積で三十平米以下にすべきだというふうに考えました。

ちなみに、この三十平米なんですが、去年三月に厚生労働省が基本的な考え方の案というのを公表したんですが、そのときの特例措置についても、その後日の委員会審議で厚労省は店舗面積は三十平米を想定したというふうに答弁している、この答弁内容も参考にさせていただきました。

○東徹君 例外措置は必要最小限にすべきということで、それはそのとおりじゃないのかなというふうに思うわけであります。

あと、その客席の面積ではなくて施設面積としたということについて、これはどういう理由で客席面積ではなくて施設面積にしたのか、この点についてもお伺いをさせていただきたいと思います。

○委員以外の議員（片山大介君） 確かに政府案は客席面積を基準にして我々とは違うんですが、特例を認めるに当たっては、これ客席面積を基準とするといろいろな不明確な点が出るんじゃないかというのを我々は考えました。

例えば、今、店舗の中では利用客が飲食をするスペースと厨房するスペースが一体化しているようなお店なんかもあります。この場合は、これは客席と言えるのかどうかとか、あとは、客席と位置付けるスペースというのは、例えば店舗であれば比較的デザインのいろいろな自由に変更したりすることももう店側の勝手にできますから、すごい不明確にな

るんじゃないかと。

そうすると、簡単に変更することができなくて、なおかつお客さんも分かりやすい、これは敷地面積にした方が基準としてはよりの確だと思ひまして、我々は敷地面積を基準にしました。

○東徹君 確かに施設面積にした方が分かりやすいのは分かりやすいんだろうというふうに思いますよね。客席面積というのは、やっぱりどこからどこまでが本来の客席なのかというのは、ちょっとこれ分かりにくい部分もあって、これ客席面積というのは恐らく変えたりすることも、大きくしたり小さくしたりすることもできるんじゃないのかなというふうにも思うわけですね。

これ、政府側の方にお聞きしたいと思うんですけども、客席面積、さっきもちょっとありましたけれども、その元々の図面とかとはまた違う客席面積になっているという可能性もこれはあるんじゃないのかなと思うんですが、これ、いかがですかね。

○政府参考人（福田祐典君） お答えいたします。

どういった部分を客席として捉えるかという部分は、確かに委員御指摘のとおりあるかと思いますが。

客席とは、客に飲食をさせるために客に利用させる場所を指すというものでございますけれども、具体的に店舗全体のうち客席と明確に区分できるような厨房やトイレ、廊下、従業員専用スペース等を除いた部分が該当するというふうに今考えているところでございます。

また、今御指摘のように、それぞれの飲食店においてどこからどこまでが客席に該当することとなるかということにつきましては、分かりやすくお示しをして周知をしていくこととしてございます。

○東徹君 やはり、そこも施設面積として決めた方がやっぱり本来分かりやすかったんで

はないのかなというふうに思います。

続いて、これ発議者の方に、先ほどもバーとかスナックとか居酒屋とかいうお話がありました。そういったところは認めますよということなんでしょうけれども、受動喫煙規制の対象外となる飲食店について、政府案では種別に特に限定を設けていないんですけれども、この発議者の案では、営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除くということで一定の限定を掛けていて、具体的にどのような飲食店を想定しているかという、先ほどもありましたように居酒屋とかバーとかスナックということなのですが、そのような限定を行った理由について、ちょっと発議者にお伺いしたいと思います。

○委員以外の議員（片山大介君） それを分けた理由についてなんですが、例えばバーやスナック、そして居酒屋などはこの規制の例外に含まれることにしているんですが、それ以外の例えば、今、先ほど東委員がおっしゃったように、通常主食として認められる食事を提供して営むもの、これ簡単に言いますと、食堂だとかラーメン屋とか、酒類が提供されるとしてもこれは規制の例外にはしないと。だから、これも規制に含まれる、喫煙できないようにしようと思っています。

それはなぜかといいますと、バーやスナック、それに居酒屋などについては、従来から営業の実態として酒とともにたばこを楽しむお客さん、これが少なくなくて、それで、こうしたものに対して規制を一斉に施行した場合には事業の継続に与える影響が大きいと判断した。だから、これは、我々としてはそこを分けて、それ例外に入れることによって必要最小限の範囲で例外をつくることができるというふうに我々は考えました。

○東徹君 もう一度、もう一つ発議者の方にお聞きしますけれども、先ほどの施設面積三十平米という基準に加えて、飲食店の種別をこれ限定することで維新・希望案、発議者の案では、飲食店全体の何%がこれ規制の対象となるというふうに考えられるのか、発議者

にお伺いしたいと思います。

○委員以外の議員（片山大介君） ちょっと先ほどのまず訂正なのですが、敷地面積とちよっと一部で言ったところは施設面積です。

それで、どれくらいが対象になるかといいますと、これ平成二十六年年度の経済センサス基礎調査、平成二十九年度の東京都受動喫煙防止対策実態調査報告書などを参考に試算したところ、東京都内では最大で全飲食店の八五％程度が規制の対象になるというふうに推計されているということです。

○東徹君 八五％ということになると、恐らく東京都の条例もたしかそれぐらいが規制の対象になるというふうに聞いています。大体同等の規模の規制になるというふうなことだと思うんですね。

やはり、国民の健康を守るためにはより厳しく規制をしていくべきだというふうに思うわけでありますけれども、飲食店の過半数が規制の対象から外れてしまうのはやっぱり、これはやっぱり不十分だというふうに思いますし、世界の受動喫煙の対策の流れからも、これ非常に遅れているというふうに思うわけであります。飲食店の規制について政府案は緩過ぎるのではないかというふうに思いますが、これ、大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣（加藤勝信君） 私どもも、既存の飲食店について、やはり経営規模が小さい事業者が運営するものについて、全く禁煙にすることに伴う様々な事業に対する不安等も抱えておられる、これは我々もいろいろ聞かせていただきました。そうした中で、ただ、そうすると、禁煙にしながら例えば喫煙専用室が設置できるかということ、なかなかそれも容易ではない。そういったことを考えて、これに配慮し一定の猶予措置を講ずることにしたところであります。

まあしかし、他方で、新たに開設する店舗については原則屋内禁煙、あるいは喫煙可能

な場所については二十歳未満の方の立入禁止、こういった内容も、従前の私どもの基本的な考え方と比べれば新たに付加をさせていただいた。そうしたことによって、今後、受動喫煙対策が段階的に進んでいける、こういう案にして提出をさせていただいたと、こういうふうに考えているところでございます。

○東徹君 でもやはり、そのやり方でいくと五五%ぐらいしか対象にならないということではよろしいんですかね。

○政府参考人（福田祐典君） お答えいたします。

いわゆる経過措置の対象になるのが五五%前後ということでございます。

○東徹君 まあ半分ぐらいというのは、やはりちょっとここはかなりやっぱり緩過ぎるのではないのかなというふうに思うわけであります。

経過措置とおっしゃいますけど、先ほどからもずっと話がありましたが、じゃ、いつになったらこれ八〇%ぐらいになるのかという、こういう見通しも恐らくなかなかないだろうというふうに思いますし、また、先ほどからいろいろと飲食店の方々に配慮をしてというふうな話もありました。これ、何かアンケート調査みたいなものでその飲食店に、例えば三十平米でやったらどうなのかとか、そういった調査みたいなものをこれ行ったりとかしたのがあるんですか。

○政府参考人（福田祐典君） 御質問の趣旨ちょっと、もし間違っていたら申し訳ないんですけども、実態調査として、どのくらいの規模のところがどういう対応を取っているとか、どういうその規模分布になっていて、そういうところがどんな対応を取っているかといった点については、これは、実は国そのものでは実施、調査十分しておりませんで、これは地方自治体で行っているようなもの、そういったものを参考にさせていただいて先ほどの数字なども出させていただいているということでございます。

○東徹君 とうか、今回百平米にするに当たって、やっぱり三十平米ではやっぱり厳し

いと。当初三十平米で検討されておったわけですね。三十平米では、なかなか事業の継続性とかそういったものがやっぱり厳しくなるから百平米にしたんだろうというふうに思うわけですが、その何か根拠となるような調査みたいなものをこれは行ったんですかということ、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○政府参考人（福田祐典君） 調査というものでは必ずしもないかもしれませんが、様々な団体の方々から御意見をお伺いする場というものは設けさせていただいておりまして、そういう中で様々な御意見をいただいたということでございます。

○東徹君 様々な団体とは、例えばどんな団体でしょうか。

○政府参考人（福田祐典君） 生活衛生の団体もちろん含まれますし、遊技の関係といったところがございます、遊技場の関係ですね。それからあと、もちろん病院団体、それから患者さん、そういったところ、方々から、いわゆるいろいろなお立場の方々からお考えをお聞きするという形で場を設定をいたしまして、御意見を伺ったということでございます。

○東徹君 飲食店についてはどんな団体からお伺いしたんですか。

○政府参考人（福田祐典君） お答えいたします。

全国生活衛生同業者組合中央会、ここはいわゆる生活衛生団体をまとめているところがございますので、この中には、十六、十七業種くらいが全体として入っているというところの団体からお話をお伺いしていると。そのほか、飲食店関係でいきますと、日本フードサービス協会といったところからお話をお伺いしているということでございます。

○東徹君 じゃ、直接生の声を聞いていったというわけではないということですね。分かりました。

次に質問をさせていただきますが、これは政府の方にお聞かせいただきますけれども、社会福祉施設や運動施設についてですけれども、まず社会福祉施設についてですが、政府

案では、第二種施設にこれ位置付けられておりまして、屋内の喫煙専用室の設置もこれは可能ということになりました。社会福祉施設には病院に近い性質のものもありますが、政府案ではなぜ第二種施設に位置付けることにしたのか、理由をお伺いしたいと思います。

○政府参考人（福田祐典君） お答えいたします。

本法案では、受動喫煙によります健康影響が大きい子供そして患者等が主たる利用者となります学校や病院など、こういった施設を第一種施設に分類をいたしまして、先ほども申し上げておりますとおり、敷地内禁煙としているところでございます。

今お話しいただきました社会福祉施設につきましては、主として利用される方が子供や患者等ではないため、第一種施設ではなく、原則屋内禁煙としつつ、喫煙専用室内でのみの喫煙ができる第二種施設として分類をすることとしたものでございます。

○東徹君 この社会福祉施設の中には、児童関係の施設は含まれないということですか。

○政府参考人（福田祐典君） お答えいたします。

児童関係の、児童福祉関係施設につきましては、これは第一種施設の方に含まれるという形で分類をしてございますし、今後、先ほど申し上げましたように、子供それから患者といったような観点から、政令の方で定義をしていくということで進めていきたいと考えているところでございます。

○東徹君 健康への配慮、これは子供だけじゃなくて、やっぱり高齢者にもこれ非常に大事なのかなというふうに思うわけですね。高齢者の利用が多い社会福祉施設の場合だと、受動喫煙の防止を徹底するということもやっぱり必要ではないのかなというふうに思います。喫煙専用室の設置をこれ認めるべきではないというふうに思うんですが、このことについてはいかがでしょうか。

○政府参考人（福田祐典君） お答え申し上げます。

繰り返しになりますけれども、本法案におきましては、受動喫煙によります健康影響が

大きい子供さん、また患者等が主たる利用者となります学校や病院などの施設を第一種施設ということで敷地内禁煙としたところでございます。御指摘の社会福祉施設、これは今委員御指摘のように高齢者施設もあれば障害関係もありますし、児童の関係もございますが、先ほどの第一種に該当しない部分につきましては原則屋内禁煙としつつ、喫煙専用室内でのみ喫煙ができます第二種施設という形で分類をさせていただくという形にしたところでございます。

○東徹君 運動施設についてお伺いしますけれども、これは野球場やサッカー場がこれ想定されておりますけれども、子供たちの利用はもちろん、これ親子連れで野球場などに来ることも考えられると思います。なぜこれ政府案では運動施設に屋内喫煙専用室を設置できる上、屋外のスタンド席などで喫煙可能な施設としてこれ位置付けたのか、理由をお伺いしたいと思います。

○政府参考人（福田祐典君） お答えいたします。

本法案では受動喫煙によります健康影響が大きい子供、患者等が主たる利用者となります学校や病院などの施設を第一種施設に分類をして、敷地内禁煙とさせていただいているところでございます。

運動施設につきましては、御指摘のとおり、子供たちや親子連れの利用も考えられるところではございますが、主として利用される方が子供や患者等ではないことや、屋外につきましてはこれはたばこの煙が上空に拡散をしていくこと、そういったことから、原則屋内禁煙としつつ、喫煙専用室とまた屋外で喫煙ができる第二種施設に分類をするということとしているところでございます。

○東徹君 いや、まあそんな簡単にその煙が上へずっと抜けていくということ、余りないと思うんですね。やっぱり結構滞留しますよ、たばこ吸っている人がいたら。そんなの、上空へ行くということないですから、これちょっともう本当僕は嫌ですね。

これは発議者の方にお聞きしますけれども、発議者の方では、これは運動施設について、屋内の全面禁煙、喫煙専用室の設置ができないということに加えて、野球場のスタンド席など屋外の位置指定場所もこれは喫煙不可ということにしています。なぜそのような扱いとしたのか、お伺いをしたいと思います。

○委員以外の議員（片山大介君） 今言われたように、我々、その屋外の例えば野球場のスタンド席なんというのもこれきちんと規制した方がいいと思います。例えば野球の観戦とかは二時間、三時間観戦します。それで、同じ場所で利用者が一定時間そこにとどまりますから、だから、その近くで今規制がこの政府案だとありません。そうすると、喫煙が行われることになると、屋内の施設にいるのと同じようにやっぱり受動喫煙の被害を被る可能性が十分にあると思っています。

ですから、我々としては、ラグビーのワールドカップ、来年あります、再来年には東京オリンピック・パラリンピックもありますから、その受動喫煙防止のためにはこうした屋外の位置指定場所に対する規制というものをしっかりやらなければいけないと思って我々は盛り込みました。

○東徹君 そうですね。本当に屋外のスタンドでたばこ吸われたらもうたまったものじゃないし、子供を連れていくこともあると思いますのでね。ただ、先ほど言われたラグビーワールドカップとか東京オリンピック・パラリンピック、これ開催されますけれども、確かにそのような大会の会場では運営者が自主的にスタンド席も喫煙禁止にするだろうというふうにここは想定されるところではありますけれども、ただ、政府案では一般の野球場とかサッカー場とかそういった運動施設について屋外のスタンド席などでも喫煙がこれはできることから、我が国は受動喫煙について寛容な国じゃないのかなというふうにこれ思われても仕方がないと思うんですね。

スポーツってやっぱり健康のためにスポーツするわけですから、健康のためのス

ポーツをするような施設は、スタンド席なんかはやっぱり喫煙禁止とするべきではないかというふうに考えますが、ここは加藤大臣、是非ここはもう変えるべきだと思うんですけども、いかがですか。

○国務大臣（加藤勝信君） この法案では、運動施設は第二種施設という、先ほど局長からも説明をし、また屋外のスタンド席はこれは屋外という、そういうことで喫煙を禁止しないと、こういう措置に、という対応になるわけであります。

ただ、施設の管理者の判断、先ほどオリンピックスタジアム等のお話がありましたけれども、においてはその判断があると思いますし、また既に屋外禁煙となっている施設もこれはあることは承知をしております、厚労省としても、このような法律をまさに上回る措置をとっていただくということは望ましいと考えておりますし、また、こうした施設に対して自治体を通じてこの法案の趣旨や、配慮義務というのがありますが、施設の管理権原者に係ることについても広く周知をさせていただき、子供を始め利用者が容易に煙にさらされることのないような環境の整備、これに努めていきたいと考えております。

○東徹君 運動施設、スポーツ施設は、これは最初からやっぱり禁煙にすべきですよ。ここは僕、ここ本当抜けていたなというふうに思うんですね。やっぱりスポーツする施設というのは特にやっぱり親子連れが多いところでありますから、そういったことがやっぱり想定できる施設で喫煙が可能というのは、ここはやっぱり駄目だというふうに思うんですね。是非、このことについては、これ修正も是非していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

時間が参りましたので、これで終わらせます。ありがとうございました。

【薬師寺みちよ議員の質疑に対する答弁】

○薬師寺みちよ君 無所属クラブの薬師寺みちよでございます。

もう私も様々質問作ってまいりましたけれども、同僚議員から質問された内容もございます。しかし、今日は、厚労省という皆様方にもお役を果たしていただきたいんですけど、私は参法を発議した皆様方にこそ質問してみたいと思っておりますので、是非、こういう機会を得まして、先生方にも自分のアイデアというものがどれだけ優れたものなのかということをアピールしていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

先ほどもございました、我が国はF C T C、いわゆるたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約を批准をいたしております。大臣も先ほど申されましたように、コンセンサス会議において異議は申し立てていないというところでございますよね、異議は申し立てていないんですよ。

この条約を踏まえてまいりますと、屋内については全面禁煙とすべきだと。やはりこれは、日本でございますので、しっかりそういう姿勢を私は示していただきたいかったんですけども、発議者の松沢先生、そして大臣からも御意見いただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○委員以外の議員（松沢成文君） 薬師寺委員から御質問いただきまして、ありがとうございます。

委員御指摘のとおり、F C T Cやそれに基づくガイドラインにのっとって、私は、我が国も屋内空間の完全禁煙、これを目指すべきだというふうに思っています。ただ、それをなかなか一挙にやるのは現下の政治状況からして難しいというふうにも考えております。そこで、できる限り実効性の上がる罰則付きの法令をまず作っていくことが初めの一步として重要であると考えておりまして、まだ我々の案でももちろん完璧ではありません。政府案はもっと緩いと思っております。今後の見直しの中で屋内の完全禁煙を実現していく、いけるように努力をしていくということだと思えます。

○国務大臣（加藤勝信君） 先ほど申し上げたF C T Cあるいはそのガイドラインについては、その中身について日本としてコンセンサス決議に参加をしているわけでありますから、その認識は受け入れているということでございます。

ただ、その上において、このF C T Cにおいても、既存の国の権限の範囲内で採択、実施されるという、効果的な措置を採択、実施されることとされておりまして、現行の我が国の受動喫煙対策及び法案はこれにのっとなって提案されたものでありますし、また、F C T Cのガイドラインにおいても、直ちに屋内全面禁煙が実施できない場合には、最小限の例外を設け、その例外をなくすよう継続的に努力するということが求められておりますので、それに沿って今回の法案も出させていただいたと、こういうふうに考えております。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

私も立法をするときに考えますが、理想論だけを振り回してしまっても現場が追いついていかない、だけれどもゴールは高く設定すべきだと考えておりますので、是非、これは第一歩目でございますので、二歩目、三歩目というものはそのゴールに近づけるようにお願いをしていきたいと思っております。

やはり、このように国際基準の受動喫煙対策というものが我が国では進みません。その原因について発議者はどのようにお考えになるか、松沢先生、お願いいたします。

○委員以外の議員（松沢成文君） いろいろ原因があると思うんですが、まず一つに、やっぱりたばこ健康の問題に対する国民の理解と意識改革が日本は若干進んでいない、遅れているのかなというふうに感じています。

二つ目に、これは私ずっと研究してきたんですが、日本特有のたばこを取り巻く利権構造ができ上がってしまっているんじゃないかと考えています。財務省と、その関連企業になっているJ T、あるいは葉たばこ農家、たばこ小売店が、たばこ事業法の下に一体として利益の確保を図る体制ができ上がってしまっています。こうした利権を守る構造は先進

国では日本特有のものであって、国際基準に合った規制強化を妨げている大きな原因になっていると考えています。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

松沢先生の本も読ませていただきましたけれども、様々そういう想定はできます。しかし、先生がおっしゃったように、国民の理解あるいは意識付けをどのようにやっていくのかということはもうこれ厚労省に託すしかございません。

私も、こうやって様々、この間の働き方改革も議論させていただきましたけれども、今後、衛生委員会等につきましても権限強化がなされるというところで、どういう話題をその中で選んでいくのかと、毎月毎月みんな頭が痛いんです。ですから、年に一回はこのような形でしっかりと受動喫煙対策若しくは喫煙に関する健康問題を触っていつてはどうだという提案も、私は厚労省からもお願いしたいと思いますが、大臣、いかがでいらっしゃいますか。

○国務大臣（加藤勝信君） いろんな機会においてそういった議論をすべきだということだと思いますので、それは、この法案においても、やはり望まない受動喫煙を防止することについて是非それぞれの職場等においても取り上げていただきたいし、その趣旨がどういうことなのか、中身がどういうことなのか、そして、それによって事業主でありあるいは働き手がどう対応すべきなのか、それはしっかり取り上げていただきたいと思いますが、そうしていただくべく、我々も言わば周知徹底含めて努力をさせていただきたいと思います。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

ここも重要な点でございますけれども、やっぱり発議者が今回発議するに当たりまして、政府案では不十分だと思ったからこそ手を挙げていただいたんだと思いますが、その主な理由につきまして御説明いただけますか。お願い申し上げます。

○委員以外の議員（松沢成文君） 政府案が不十分だと思う点は挙げれば切りがありません。

ただ、大きな理由の第一として、やっぱり受動喫煙の防止をして国民の健康を守るには、できる限り実効性の高い法律にしなければ意味がないということですね。加えて言うならば、日本はオリパラ開催予定国であります。WHOとIOCの間では、たばこフリーオリンピックをやろうということで、オリンピック開催国は特にきちとした国際基準の受動喫煙防止対策の法令化をしてきているわけですね。こういう背景があるにもかかわらず、今回の政府案というのは、何と飲食店の半分以上が例外措置になってしまうという、言い方は失礼ですが、ざる法だというふうに思っております。このところをきちっと対応していないというので、政府案はまずいというのが最大の理由ですね。

それから、昨日の本会議の質疑の中で、自民党の石井みどり議員が、政府案の内容をもって受動喫煙対策とすることは医療人の立場からすると反対というのが偽らざる気持ちですと吐露されておりました。私は医療人ではありませんけれども、やっぱり国民の健康を守る立場の政治家として全く同感でありまして、こうした思いを持って今回より実効性の上がる対案として示させていただきました。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

私も、リオのパラリンピック、平昌パラリンピック、二つパラリンピックというものを実際に視察させていただきました。その中で、やはりこのたばこの問題というのは、各地で大きく報道されながら、その対策というものが打たれていることも実感して帰ってきたところでございます。

ですから、しっかり私どもは、このオリンピック・パラリンピックというのを一つのゴールではなく、それも一つの経過地点として、マイルストーンを置くというふうなぐらいの感覚で受け取っていただきたいと思いますと思っております。

ですので、昨年三月に厚労省から公表されました受動喫煙防止対策の考え方というところから、もう先ほどから何度も指摘がなされているように、大きく後退した内容となって政府案として出てまいりました。もし、この同じ内容で、昨年三月と同じ内容で提出がなされた場合に、議員立法というものは対案で提出するというお考えには至らなかったのでしょうか、どうでしょう、教えてください。

○委員以外の議員（松沢成文君） 昨年三月に厚労省が公表した基本的な考え方の案の内容は、受動喫煙対策として、私は現下の政治状況の中ではやっぱりぎりぎりの線でオーケーかなと思っておりました。

今回、私たちも三十平米以下という面積基準にした。厚労省案の基本的考え方もそうでした。東京都が考えた案も、最初は三十平米以下だろうと。受動喫煙防止の実効性を上げる、ただ小規模飲食店の特別な事情も配慮するという意味で、やっぱりぎりぎりの線が私は三十平米だと考えておりましたので、もし厚労省案の最初の形できちっと法制化されていたのであれば、私たちは今回法案を提出することはなかったのではないかというふうに考えております。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。しかし、対案を提出なさったということは、もうそれなりにしっかりと主張していただかなければなりません。

政府案の中でも、先ほど福島議員、それ以外の同僚議員からも指摘がございましたように、国及び地方公共団体の行政機関の庁舎のみを第一種施設として位置付けて、国会及び裁判所の施設については第二種施設として異なる扱いをしていること、これは大変問題かと思っております。役所は全面禁煙にする、それを私どもが押し付けているにもかかわらず国会には喫煙専用室設置を認めるというものは、私は理解ができないと思っております。

昨年の厚生労働省の案は、先生方が御提出いただきましたのと同じように、国会や裁判

所の施設も含む官公庁となされておりまして。やっぱり、なぜそこで変更がなされてしまったのか。私が一番心配しているのは、国会議員が何か動いたからこそこういう案が変わってきたのではないかとと思われるところです。私どもは、立法する、そして皆様方とともにこれからこの日本の未来というものをつくり出す議員として、そういうことがあってはならないというふうに常日頃から思いながら私どもはこうやって議論を、特にここは厚生労働委員会でございますので、議論をさせていただいているところでございます。

やはり、なぜ官公庁を含めて国会も規制するということに問題が生じてしまったのか、大臣の御意見、もう一度しっかりいただきたいと思います。

○国務大臣（加藤勝信君） これは基本的な考え方によって、物事をどう、その施設を一種にするのか二種にするのか、この整理の中で出てきた話であります。

基本的には、子供さんとかがん等の患者さん等々が主として利用する施設、こういったものは第一種にしていくということ。そして、この官公庁という中を見ても、本来、国や地方自治体の行政機関については、この法律の中において国民や住民の健康を守る観点から受動喫煙対策を総合的に効果的に推進する責務というものが課せられているということ。それから、やはりそこには様々な方が行政の手続等においておいでになるということでもありますから、そこには健康を損なうおそれが高い方も含まれる。そういう判断から、この行政官庁については第一種とすると。しかし一方、そうしたことに必ずしも該当しない立法や司法の機関については第二種施設というふうに、こう切り分け、要するに基本的な考え方を一種、二種についてつくった上で、どちらに入るかということ判断させていただいたということでございますが、いずれにしても、この第二種施設であります立法等においては、それぞれの機関において御判断をいただければというふうに考えております。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

これについて私が四の五の論じるよりも、多分発議者にお聞きした方が早いかなと思いますので、どのようにお考えになられますか。

○委員以外の議員（松沢成文君） 私どもの法案では、国会及び裁判所の施設も含めて官公庁施設を第二種施設として位置付けておりまして、屋内における喫煙専用室の設置は認めないほか、屋外については管理権原者による区画や表示、掲示等の措置がとられた特定屋外喫煙場所においてのみ喫煙できるというふうにしています。

受動喫煙防止法を制定する立法府については、特に率先して受動喫煙防止対策に取り組むべき責務を有していると考えられるべきであり、行政機関よりも緩い規制とすることは適当ではないと考えています。

裁判所についても、行政機関と同様に、司法サービスを利用する人々の、様々な立場の者が出入りする国の施設であり、行政機関と異なる取扱いをすべき特段の理由は見当たらないと考えています。

本法案は、隗より始めよの精神の下に、国民の皆様や民間事業者の皆様に厳しい規制や対策をお願いする以上、国会こそが率先して範を示すべきだと考えています。国会のみが優遇されるような制度では、国民の支持も得ることはできないというふうに私たちは考えています。

○薬師寺みちよ君 まさにそのとおりだと私も思います。

実は、松沢先生と私と、まだみんなの党の時代に、労働安全衛生法改正で一度ここで質疑させていただいたことがございます。私は産業歯科医というようなもの、松沢先生はこの受動喫煙防止というところで様々議論をさせていただいたんですけれども、それ以前から大変強い思いで臨んでいらっしゃいました。

二〇〇九年に神奈川県知事として全国初の受動喫煙防止条例というものも制定をなさいました。そのときには客室面積百平米以下とされていましたが、今回の法案で三十

平米というものが適当とされております。そのように判断なさった理由というものは一体なぜなのでしょう。教えていただけますか。

○委員以外の議員（松沢成文君） 神奈川県条例の飲食店における面積要件を客席面積百平米以下にしたことに、実は明確な科学的な根拠があったわけではありません。当時、世界各国の事例を調査する中で、スペインが百平米以下としていたものを調査して参考にしたというものでございます。

しかし、受動喫煙防止について、面積要件を百平米以下と緩めてしまい、加えて百平米以下の飲食店は罰則なしの努力義務としてしまったため、多くの飲食店が喫煙を許してしまい、余り実効性が上がらなかったということは反省材料であるというふうに考えています。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

そのような反省材料を生かして今回法案を提出していただいたわけですが、今後はその受動喫煙対策というものを国が法制化し、そして運用していく。最も気を付けなければならないなということを、その経験からもし何かございましたら教えていただけますでしょうか。お願い申し上げます。

○委員以外の議員（松沢成文君） まず、罰則を設けた以上、行政の勧告や命令を受けても法令を遵守しない確信的な施設管理者や喫煙者にはしっかりと罰則を適用すべきであると考えています。罰則があってもおとがめなしという状況では、法律の実効性と抑止力が失われてしまいます。そのために、地方自治体の保健所との協力体制を構築して連携を密にする必要があると思います。

実際に神奈川県では、年間千件前後の違反が確認されているにもかかわらず、条例施行から八年間で実は一度も罰則が適用されていないことから、違反が減らず、条例が守られないという弊害が常態化してしまっているのが実情です。

したがって、厚生労働省が、取締りを行う保健所に対しこの趣旨を徹底し、そして連携体制を取って罰則をしっかりと適用していくということがこの実効性あるいは抑止力を保つには大変重要だというふうに認識をしております。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

すごくやっぱり重要な御意見だと私は思うんですけども、厚労省としてどうでしょう。福田局長、今の御意見、しっかりと真摯に受け止めて進めていくというふうに御意見もいただきたいと思いますと思いますが、いかがでいらっしゃるでしょうか。

○政府参考人（福田祐典君） お答えいたします。

今回、国の方の法案におきましても、これは非常に大きないわゆる社会的な責務や義務を課すものでございますので、まず広く周知を適切にしながら、今お話しいただきましたように、先ほどからの御質問にもございましたように、適切にやはり現場が必要な指導や対応ができるように、そういった基準、ルール、それから進め方のガイドラインといったものにつきましては、適時適切に検討させていただきまして、広く周知をして、今お話しいただいたようなことも含めて、適切に現場が回るように進めていきたいというふうに考えております。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

わざわざつるしを下ろしてここでこうやって対比しながら議論するというのは、やっぱりそういうことだと思います。お互いに学び合いながら、それを実際に施策として生かしていただかなければここで議論する意味がございませんので、そこはしっかりと受け止めていただきたいと思います。

今日は文科省にもいらしていただいております。

今回の法案では、条件付ながら敷地内で喫煙できる余地がございます。学校におきましても、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に喫煙場所を設置する

ことができるようになってまいります。

文科省としては、これ学校教育法、学校保健安全法を同時に改正するという私は選択肢もあったんではないかと思えますけれども、どのような形でこの健康増進法というものの改正を受け、具体的にどのような対応を行っていくのか、審議官、教えていただけますか。お願い申し上げます。

○政府参考人（下間康行君） お答え申し上げます。

文部科学省では、これまでも毎年、世界禁煙デーなどの取組に合わせまして、教育委員会等に対して、各学校における喫煙防止教育及び受動喫煙防止対策の一層の推進を促す通知を発出してまいりました。学校におきましては、これらの通知などを踏まえまして、平成二十九年度の文部科学省の調査によれば、幼稚園から高等学校段階までの全体の九九・六％が何らかの受動喫煙対策を講じており、そのうち九〇・四％が敷地内全面禁止措置を講じるなど、一定の取組が進んでいるものと認識しております。

文部科学省といたしましては、受動喫煙対策を一層強化するというこの法案の趣旨を踏まえ、今回の法案の施行に当たり、受動喫煙による健康への悪影響から児童生徒等を守るこれまでの取組が後退することのないよう、厚生労働省との連携の上、学校等に対して通知するなどにより、各学校における受動喫煙防止対策の一層の推進に努めてまいります。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

学校については、今日も様々議論がございましたように、心配というものがなされておりますので、そこはしっかりお願いしたいところでございます。

また、中央教育審議会には、日本学校保健会や日本医師会の代表として横倉会長も入ってくださっております。やっぱり学校医というものは欠かせない存在として私は健康を守る役割を担ってくださっていると思えますけど、どのようなことを今後求めていらっしゃるおつもりなのか、審議官、教えてください。

○政府参考人（下間康行君） 学校医は、学校保健安全法等によりまして、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事するということとされてございます。このことから、今回の健康増進法の改正を踏まえまして、例えば、学校医が医師としての専門的な立場から、たばこによる健康への影響に関する児童生徒等への指導を行ったり、学校内における受動喫煙の具体的な対策に関する学校長等への助言を行うなど、様々なことが期待されるところでございます。

今後、学校や地域の実情に応じまして、学校医の専門的な知見の活用を図るなどにより、学校における受動喫煙防止対策の一層の推進が図られるよう努めてまいります。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

だから、学校医になるためのやっぱり研修というものもそのような内容を織り込んでもらわないと、実際に臨床をやっている先生方だけでそれを指導することもできません。そこは、文科省と厚労省としっかり連携をしていただきたいところだと思っております。

ところで、もちろん東京オリンピック・パラリンピック、中心的な役割として文科省、スポーツ庁というものが今頑張ってくださっております。受動喫煙対策というものも率先して取り組むということで、六月時点で各フロアに喫煙室も設置されたというふうに私は聞き及んでおります。

その経験から、建物の構造理由で受動喫煙対策が進まないなというような学校さんもあるかと、私もそのような御意見いただいたことがございますので、どのような助言ができるのかと考えていらっしゃるのか、政務官の方から教えていただけますか。お願い申し上げます。

○大臣政務官（宮川典子君） 今委員から御質問いただきました件について、まず、文部科学省の取組をちょっと御紹介したいと思っておりますけれども、従来、各フロアに喫煙室を設けておりました。しかし、望まない受動喫煙の防止と健康増進の取組を進めるため

に、一定の周知期間を置いた上で、七月の二日から、文部科学省内の十九か所ありました喫煙所を三分の一にする六か所に削減をいたしました。私も実はその喫煙所を見に行きまして、ここで屋外禁煙はさすがにできないなと、フロアが外にないものですから、そういうところをこれから更に取り組進めていかなきゃいけないなということで考えております。

また、スポーツ庁においては、オリンピック、パラリンピックを牽引する意味でも、五月の三十一日から全フロア、スポーツ庁のフロアは全面禁煙というふうにしております。ですので、文部科学省の庁舎におきましては、これからこの法案の推移も見詰めつつ、もっと更なる強化をしていきたいというふうに思っております。

そして、私たちが、平成二十二年に受動喫煙防止対策についてという決定を受けまして、それぞれの学校に、学校等における受動喫煙防止対策及び喫煙防止教育の推進についてという通知を平成二十二年に出しております。先ほど審議官が申し上げました防止教育及び受動喫煙対策の一層の推進を促す通知は出しておりますけれども、平成二十九年の調査におきましては九〇%の学校で敷地内全面禁煙措置が講じられるなど、一定の効果は出たというふうに思っております。

また、スポーツ施設についてですが、平成二十七年の調査で大変恐縮ですが、五九%の社会体育施設で敷地内又は建物内の全面禁煙措置が講じられております。過去の調査よりは増加しておりますけれども、更なる対応というのが必要だというふうに思っております。

この法案に対しての議論を重ねていく上で、私たちもしっかり助言を各地方自治体にもしていきたいと思っておりますし、まずは自らの取組を進めていきたいと考えております。

[○薬師寺みちよ君](#) ありがとうございます。厚労省だけの問題ではございませんので、文科省でもしっかり取組を進めていただきたいと思いますと思っております。よろしくお願い申し上げます。

ます。

ところで、今回の法案の中には禁煙促進対策というものが具体的に織り込まれることはございませんでした。その理由は何なのか、局長、まず簡単に教えていただけますか。

○政府参考人（福田祐典君） お答えいたします。

我が国では、平成十五年以来、健康増進法によりまして多数の者が利用する施設を管理する者に受動喫煙の防止措置を講じる努力義務というものが設けられ、これまで一定の成果を上げてきたところであります。

しかし、依然として多くの国民がこうした施設におきまして受動喫煙を経験している、そういった状況にあり、二年後の東京オリンピック・パラリンピックを一つの契機といたしまして、国民の健康増進を一層図るためには、まず受動喫煙対策を更に強化していくことが必要であると考えたところであります。このため、本法案におきましては望まない受動喫煙の防止を図ることとしたものでございます。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

皆様方に資料もお配りさせていただいておりますけれども、これ、常習的に禁煙していらっしゃる方々の二七・七%がやめたいと思っていられるんですよ。三割がやめたいと思っていられるんだったら、その方々にまずやめていただく方がいいんじゃないですか。

だから、ここを、ちょっと私は信じられないんですが、これなぜ三割から減っていかないのか、その理由について分析していらっしゃるようでしたら、局長、簡単に申し訳ございませんが、教えていただけますか。

○政府参考人（福田祐典君） お答えいたします。

喫煙者が喫煙できない理由、これはなかなか一概には言えないかなと思いますけれども、一般的に考えますと、やはり喫煙が癖になってしまっている、また喫煙をやめるとど

うしてもいらいらしてしまう、また健康にそれほど悪いとは思っていないとか、いろんな要因が考えられると思います。

禁煙をすることについてこのように考える喫煙者が一定の割合で存在するために、やはり禁煙意思のある者の割合がなかなか変動をしないで一定数あるという、そういう状況のままになっているのかなというふうに考えております。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

職場でも様々、いわゆる健保組合なども一緒になって取組を進めていらっしゃる場所もございますし、いろんなところで、例えば禁煙外来が保険適用になったとか様々な政策が打たれておりますけど、やはりこの三〇%の方々、三割の方々というのを、これを放置していることにもなりかねません。しっかり私はここは分析も必要ではないかと思ひますし、これからこのように受動喫煙対策をしていくんだしたら、まずこの方々、意思があるんだしたらやめていただくと、それだけ被害も軽減できますよね。

大臣、これ、しっかり両輪で取り組んでいくという意思も示していただきたいと思ひます。お願い申し上げます。

○国務大臣（加藤勝信君） 今委員おっしゃっておられる、二つあると思うんですね。望まない受動喫煙、あるいは受動喫煙をなくすという話と、いかに禁煙を増やしていくか、あるいは喫煙率を下げていくかと。この二つの両輪をどう進めていくのかということですが、この法案は、まずは望まない受動喫煙をなくすという立場で作らせていただいた法案であります。

それから一方で、喫煙による健康被害というのは科学的にも明らかにされているわけありますので、喫煙者の健康の観点から、喫煙率の減少のための対策を図っていくことは重要でありますし、第二次健康日本 21 では、二〇二二年度時点での成人喫煙率、これを一二%とするということ、あるいは未成年者及び妊娠中の喫煙はなくすことに関する目標を

掲げ、健診等の場を活用した個々の喫煙者に対する禁煙支援、企業、自治体等における独自の取組の奨励、たばこの健康影響に関する国民の普及啓発などを行わせていただいているところであります。

厚労省としては、国民の健康増進を図るという観点から、是非この法律も成立をしていただきながら、受動喫煙対策を一方で進め、そして同時に喫煙率減少のための対策も進めていくと、言わば車の両輪を走らせていきたいと考えております。

[○薬師寺みちよ君](#) ありがとうございます。

今日は文科省さんに来ていただきましたけれども、経産省でも健康経営の中でこの喫煙という問題、たばこという問題、大変重要な問題として取り扱ってくださっていますので、しっかりと連携をした上で両輪として走らせていただきたいことをお願い申し上げまして、質問とさせていただきました。

ありがとうございました。